

訪問介護ステーションおりおん事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社オリオンネットシステムが開設する訪問介護ステーションおりおん（以下「事業所」という。）が行う訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の事業（以下「事業」という。）は、高齢者が要介護状態（介護予防にあたっては要支援状態等）となった場合においても、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活にわたる援助を行うことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）による適正な指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮して、身体介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問介護の提供ができるよう努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、大分市指定居宅サービス等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第61号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(介護予防訪問介護相当サービス運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、介護予防訪問介護相当サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を指定介護予防訪問介護相当サービス事業者へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 大分市介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防訪問介護相当サービス等の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第4条 この事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 訪問介護ステーション おりおん
- (2) 所在地 大分県大分市大字中尾449番地1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 この事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名
管理者は、この事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- (2) サービス提供責任者 介護福祉士2名（訪問介護員と兼務）
実務者研修課程修了者1名（訪問介護員と兼務）
サービス提供責任者は、次の各号に定める業務を行うものとする。
 - ① 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の利用の申込みに係る調整をすること。
 - ② 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握すること。
 - ③ サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者等と連携を図ること。
 - ④ 訪問介護員等（サービス提供責任者を除く。以下この条において同じ。）に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達すること。
 - ⑤ 訪問介護員等の業務の実施状況を把握すること。

- ⑥ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施すること。
- ⑦ 訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施すること。
- ⑧ その他サービス内容の管理について必要な業務を実施すること。

(3) 訪問介護員等 常勤換算 2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に当たる。

(4) 事務職員 1名（非常勤職員）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜～日曜、祝日とする。
- (2) 営業時間 24時間営業とする。
- (3) 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

（指定訪問介護の内容及び利用料その他の費用の額）

第7条 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の内容は、次のとおりとし、指定訪問介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣及び市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割又は2割又は3割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において行う指定訪問介護に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を超えてから、おおむね片道1kmごとに10円を徴収する。

3 前項の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第8条 通常の事業の実施地域は、大分市・由布市・別府市の区域とする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 訪問介護員等は、現に指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(苦情処理)

第10条 指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものと

する。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第13条 事業所は業務継続計画（BCP）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

(身体的拘束等の適正化に関する事項)

第14条 事業所は、利用者または他の利用者等の生命、または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないものとする。

身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質の向上を図るため、虐待防止、権利擁護、認知症ケア、介護予防等の事項に関して、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保し、業務態勢を整備する。

また、研修受講後は記録を作成し、研修機関等が実施する研修を受講した場合は、復命を行うものとする。

- (1) 採用時研修採用後3か月以内
- (2) 虐待防止に関する研修年1回
- (3) 権利擁護に関する研修年1回
- (4) 認知症ケアに関する研修年1回
- (5) 介護予防に関する研修年1回

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。

4 事業所は、指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）に関する諸記録を整備し、その完結の日（当該指定訪問介護（介護予防訪問介護相当サービス）を提供した日をいう。）から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社オリオンネットシステムと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成 25年 6月 3日から施行する。

この規程は、平成 25年 8月 27日から施行する。

この規程は、平成 25年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 6月 16日から施行する。

この規程は、平成 26年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 7月 11日から施行する。

この規程は、平成 26年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成 26年 11月 25日から施行する。

この規程は、平成 26年 12月 6日から施行する。

この規程は、平成 27年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 27年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 7月 16日から施行する。

この規程は、平成 28年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 28年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成 29年 11月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 2月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 3月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 5月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 6月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 9月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 10月 1日から施行する。

この規程は、平成 30年 12月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 2年 7月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 3年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。